

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を兵庫県内の必要な地に置くことができる。

(剰余金の分配の禁止)

第 3 条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 協会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の品位の保持及び資質の向上をはかるための指導及び連絡
- (2) 宅地建物取引業務の進歩改善に関する調査及び研究
- (3) 宅地建物取引業務に関する講習会、講演会等の開催及びその他の方法による指導並びに啓発
- (4) 協会の事業に必要な出版物の刊行
- (5) 関係行政機関その他関係諸団体との緊密な連絡及び協力
- (6) 不動産流通機構の整備及び近代化に必要な事業
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県内において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 兵庫県内に主たる事務所を有し、宅地建物取引業法による免許を受けた宅地建物取引業者で協会の目的に賛同して入会した個人又は法人。

(2) 準会員 正会員又は他の社団法人宅地建物取引業協会の会員が、兵庫県内に設置した従たる事務所の代表者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 協会の会員になろうとする者は、理事会で定める入会申込書に入会金を添えて申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会（第12条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

ただし、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 宅地建物取引業者でなくなったとき。

(4) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 入会金及び会費の決定
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了の日から3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第20条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として

表決を委任することができる。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうち総会において選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上80名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とし、6名以上12名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の

中から選定する。

(役員構成)

第22条 協会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 協会の監事には、協会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総

会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員)の損害賠償責任の免除)

第28条 協会は、役員(一般法人法第111条第1項)の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問、常任相談役、相談役)

第29条 協会に名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 常任相談役は、協会の会議に出席して会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じる。
- 5 名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役の委嘱期間は、これを委嘱した会長の任期にしたがう。
- 6 常任相談役及び相談役に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定
- (5) 総会の決議により委任された事項の執行
- (6) その他会務運営上必要な事項の決定

(招 集)

第 3 2 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第 3 3 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 4 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 3 5 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 6 条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 7 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類につ

いては、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(保有株式等に係る権利の行使)

第38条 協会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

第8章 事務局

(事務局)

第39条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

- 2 事務局に必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(運営規程)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、協会の業務を運営するために必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は堤純次、副会長は山端和幸、上村雅也並びに森岡賢司、専務理事は井上弘、常任理事は松尾信明、石山茂、葭川修一、荒木康夫、櫻井隆太郎、田中隆、國下喜久男、西尾公作並びに柴田勝文とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和 5 年 5 月 26 日開催の第 63 回定時総会において一部改正、同日より施行する。（第 18 条、第 20 条）